

令和元年（ネ）第1735号

控訴人： 山本伸樹

被控訴人：郡山柳町商店街協同組合外

令和2年10月6日

大阪高等裁判所第8民事部合議係

訴訟代理人弁護士各位

次のとおり、和解条項案（前文付き）をお送りしますので、ご検討お願ひいたします。

和解条項案

控訴人と被控訴人らは、被控訴人らが、原判決別紙被告作品目録記載の美術作品を制作するに至った経緯に鑑み、裁判所の勧告を受け、次のとおり和解することとした。

- 1 被控訴人らは、原判決別紙原告作品目録記載の美術作品が控訴人の制作したものであり、公衆電話ボックスを水槽に見立て、金魚を泳がせるというアイデアを単に表現したというだけでなく、受話器から気泡を生じさせるという表現を用いることにより、これまでにない芸術作品として、著作物性を有することを認める。
- 2 被控訴人らは、原判決別紙被告作品目録記載の美術作品を構成した部材で、被控訴人らが保管するものを廃棄し、今後、上記美術作品を制作しない。
- 3 控訴人はその余の請求を放棄する。
- 4 控訴人と被控訴人らは、本件について、控訴人と被控訴人らそれぞれとの間に、この和解条項に定めるほかに何の債権債務もないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、第1、2審を通じて各自の負担とする。

以上